

自転車指導啓発重点地区（呉警察署）

令和8年1月

この地区でよく見られる自転車利用者の違反形態

- 並進走行
- 無灯火
- 歩道通行時の歩行者通行妨害



★自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 並進走行は危険！

通行の幅を取り、また、自転車同士の接触などの危険性があるのでやめましょう。

2 無灯火は危険！

他の車両や歩行者の発見が困難になり、他の車両や歩行者からの発見が遅れる危険な行為です。絶対にやめましょう！

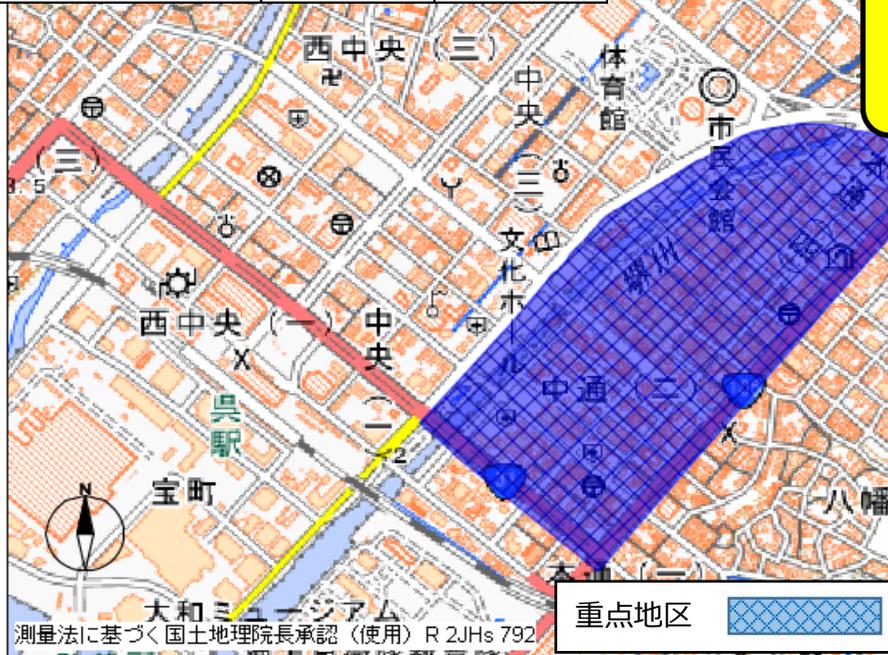
3 歩道は、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

自転車関連事故発生状況（R2～R7 合計）

区分	呉警察署管内	
	重点地区	その他
自転車関連事故件数	101	13



【重点地区】 れんが通りを中心とした地区

➤ **選定理由**

- ・ 事業所や店舗が多数存在し、自転車利用者が多い。
- ・ れんが通りと国道185号では歩行者と自転車が交錯する状況があり、交通事故の発生が懸念される。